

## Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan  
Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL <http://www.asb.or.jp/>



2010 年 7 月 15 日

国際会計基準審議会

30 Cannon Street

London EC4M 6XH

United Kingdom

### 公開草案：「財務報告に関する概念フレームワーク 報告企業」に対するコメント

我々は、概念フレームワーク・プロジェクトに関する国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の長年の努力に敬意を表するとともに、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク 報告企業」（ED）に対するコメントの機会を歓迎する。

我々のコメントが今後の IASB の議論に貢献することを希望する。

企業会計基準委員会

委員長 西川郁生

## I. 質問への回答

**質問 1** 報告企業とは、経済的活動の画定された領域であって、その財務情報が、資源の提供に関する意思決定及び当該企業の経営者と統治機関が提供された資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうかの評価に必要とする情報を直接入手できない、現在の及び潜在的な持分投資者、貸手その他の債権者にとって有用となる可能性があるものであることに同意するか（RE2 項及び BC4 項から BC7 項参照）。同意しない場合、その理由は何か。

1. 報告企業の説明については基本的に同意する。

但し、報告企業の中に非営利企業も含まれていることを明確化すべきである。

本 ED の「報告企業」で表現された説明によると「報告企業」として、営利企業だけを念頭に置いていると誤解される恐れがある。討議資料で用いられていた「事業」を公開草案で「経済」に変更したのは、非営利企業にも、報告企業の概念を適用するためであると解されているように、本公開草案は非営利企業も適用対象としている。従って、報告企業の説明においては、営利企業だけではなく、非営利企業も含めていることが明確に解るような説明をすべきである。

**質問 2** 1つ以上の企業を支配している企業が財務報告を作成する場合には、連結財務諸表を作成すべきであることに同意するか。企業に対する支配の定義に同意するか（RE7 項、RE8 項及び BC18 項から BC23 項参照）。同意しない場合、その理由は何か。

2. 1つ以上の企業を支配している企業が財務報告を作成する場合には、連結財務諸表を作成すべきことに同意する。また、パワーと便益を要件とする支配の定義に同意する。
3. 但し、2008 年 5 月の討議資料「財務報告の概念フレームワーク改訂案に関する予備的見解 報告企業」(DP) で示されていた連結財務諸表を誰の立場から作成すべきか（会計主体観）については、本 ED において削除されている。しかし、連結財務諸表は、グループ報告企業の観点から作成するか、親会社株主の観点から作成するかで重要な財務数値に大きな差異が生じる。そのため、少なくとも会計主体観の記述について削除した経緯を結論の背景に明示し、また DP で提案されていた会計主体観であるグループ報告企業観を踏襲するのか否かを明示すべきである。
4. また、我々は、会計主体観に関する両審議会の討議でも、グループ報告企業観と資本

主観との比較考量は行われているが、これらの見方の中間にあり、実務的に多く用いられている親会社観については十分な検討が尽くされているとは考えていない。従って、最終的な判断を示す前に、より徹底した議論をしたうえで一定の会計主体観を示すべきである。

5. 親会社自体が単独で報告企業になり得るかを明確にすべきである。本 ED の BC24 項では、親会社の個別財務諸表について、被支配企業からの送金に依存しないで法的に配当できる水準を評価する目的で利用できるなど、その有用性について言及している。また、通常、親会社は、他の経済活動と客観的に区別できる経済活動を行っているため、このような場合には、本 ED の RE3 項に掲記された必要条件を満たす限り、親会社自体は単独で報告企業になることができると考えられる。
6. 他方、親会社の個別財務諸表には被支配企業の資産、負債及び損益が含まれていないため、親会社の経済活動を忠実に表現していないという難点がある可能性がある。そのため、親会社の個別財務諸表はグループの経済活動全体をとらえた連結財務諸表と一体として報告される場合にのみ有用な財務報告となることから、親会社自体は単独では報告企業になり得ないとも考えることもできる。
7. 本 ED の記載内容からは、以上のいずれの立場に立つのか必ずしも判然としないため、親会社自体が単独で報告企業になり得るかどうかについて明確にすべきである。

**質問 3** 企業の一部は、その部分の経済的活動が企業の残りの部分と区別でき、その部分に関する財務情報が企業のその部分への資源の提供に関する意思決定に有用となる可能性がある場合には、報告企業となり得ることに同意するか（RE6 項及び BC10 項参照）。同意しない場合、その理由は何か。

8. 企業の一部は、その部分の経済的活動が企業の残りの部分と区別でき、その部分に関する財務情報が企業のその部分への資源の提供に関する意思決定に有用となる可能性がある場合には、報告企業となり得ることに同意する。
9. 本 ED では、企業自体の説明をせずに報告企業の説明がされているが、我々は、これを報告企業が企業自体の概念とは独立に、ある画定された経済活動に関する財務報告を有用だとする利用者が存在すれば、報告企業の概念が成立するからであると考えられる。したがって、本 ED の RE3 項で示された必要条件を満たす限り、ある報告企業の中に、ある画定された経済活動を行う別の報告企業が存在する可能性もあると理解している。企業の一部が報告企業になり得るという表現は、このようなことを意図して

いるとすれば、その意図が容易に理解できるような明確な表現にすべきである。

**質問 4** IASB と FASB は、すべての種類の企業に適用される連結に関する共通の基準を開発するために共同で作業している。報告企業概念の完成を、それらの基準が公表されるまで遅らせるべきではないということに同意するか（BC27 項参照）。同意しない場合、その理由は何か。

10. 報告企業概念の完成を、すべての種類の企業に適用される連結に関する共通の基準が公表されるまで遅らせるべきではないということに同意する。なお、現在行われている個別の会計基準（例えば、すべての種類の企業に適用される連結に関する共通の基準）の改訂作業は、改訂の方向性に齟齬を来さないように、概念フレームワークそのものの改訂作業と十分連携を図って行うべきである。

## II. その他

概念フレームワークを各章が公表されるごとに発効させる進め方についてについてコメントする。

11. 概念フレームワークの改訂作業の進め方については、フレームワーク全体の体系的な見直しが完了した段階で既存の概念フレームワークと置き換える方法と、概念フレームワークを構成するそれぞれの章が完了し、公表するごとにそれを発効させる方法とが考えられる。現在、IASB と FASB は後者の方法によっている。この点、我々は、ボード・メンバーが新たな会計基準を開発するにあたって、概念フレームワークの最新の考え方を利用できること、また全ての章が公表されるまで完了した章に効力を与えないと、全ての章が完成するまでの間、個別の会計基準の設定が困難になることから、現在 IASB と FASB が行っている改訂作業の進め方については実務的な方法として理解する。
12. また、両審議会は、後に完成した章が既に完成した章と齟齬をきたす場合は、概念フレームワーク全体の整合性の観点から、当該齟齬を解消させるという姿勢を示しており、我々はこれを強く支持する。また、齟齬の解消は適時に行われるべきことを提案する。

以 上